

15.9.3
477

勞務第一九五七號

大正十五年九月一日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 浜口 雄 幸 殿
 社會局長官 長岡 隆一 郎 殿
 京都大隊 神奈川 兵庫 愛知
 福岡 広島 千葉 埼玉 静岡
 各 府 縣 知 事 殿

日本電線株式會社ノ勞働爭議
 二團スル件一
 (第一三報)

い、吾々の今後のクラシの安定をはかるために、今之
 の解雇に遊手として反対せねばならぬ。
 吾が評議会は勞働者の利益のためにあるもので、
 資本家とシタカウ、
 九名の解雇者の復職をセマルために評議会本部の
 交渉員が今日会社へ行く。
 諸君のギセイ者と救済のために交渉員を擁護して、
 皆が工場内と一緒にギセイ者の復職を叫ぶべきだ。
 勞働者としての氣概のある者、自分らの権利を
 守る者は評議会にハイレ▼
 八月廿八日 日本勞働組合評議会

青島町本町通、一三二四一 東京合同勞働組合青島支部
 青島町長尾 九三、 東京ゴム勞働組合本 部